

固定資産税に関するお知らせ

課税明細書および納税通知書を 4月11日(金)に発送予定

納税者の皆さんに、固定資産税・都市計画税の課税内容を正しく把握していただくため、固定資産税明細書をお送りします。

課税明細書は、所有者別資産の課税標準額が法定免税点（土地＝30万円、家屋＝20万円）以上の場合に、納税通知書の末尾に記載してお送りします。ただし、所有している資産の多い方は、納税通知書と別つづりの課税明細書を同封してお送りします。

なお、課税明細書の再発行はできませんので、大切に保管してください。

固定資産縦覧帳簿の縦覧期間は 4月1日(火)～30日(水)まで

平成20年度の縦覧期間は、4月1日(火)～30日(水)まで（ただし、土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）で、固定資産税の納税者の方は、縦覧帳簿を無料で縦覧することができます。

縦覧帳簿には、市内のすべての土地の所在・地番・地目・地積・価格、家屋の所在・地番・家屋番号・構造・種類・床面積・価格・建築年が記載されており、ご自身が所有している資産と比較することができます。

ご希望の方は、税務課資産税係までお出掛けください。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳には、固定資産税・都市計画税の課税の基礎となる価格などが登録されており、納税者および借地・借家人などの方は、年間を通して固定資産課税台帳を閲覧することができます。手数料は、1件につき300円となります（ただし、縦覧期間中は無料です）。

なお、借地・借家人などの方が閲覧する場合は、それを確認できる書類の提示が必要となります。

ご希望の方は、税務課資産税係までお出掛けください。

詳しくは、税務課資産税係(内線176～179)へどうぞ。

障害者福祉 タクシーチケットを 交付します

対象者

次のいずれにも該当する方

在宅で生活している方

土岐市の住民票または外国人登録原票に登録されている方

身体障害者手帳1・2級

療育手帳A(A1・A2)

または精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方

自動車税・軽自動車税、自動車取得税の減免措置を受けていない方

手続きに必要なもの

印鑑(認め印可)

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

平成19年度分のタクシーチケットの交付を受けている方で、使用しなかったチケットがある場合は、その残り分

詳しくは、福祉課障害・給付係(内線156)へどうぞ。

市では、重度の障害者(児)の方が社会での活動範囲を広げるため、タクシー料金の一部を助成しています。

平成20年度分のタクシーチケットを、4月1日(火)から交付しますので、次の条件に該当する方は、福祉課障害・給付係または各支所で手続きをしてください。

なお、平成19年度分のチケットは、4月1日(火)以降使えまないのでご注意ください。